



埼玉県報

第386号
令和5年(2023年)
2月10日
金曜日

目次

規則

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）

告示

- 防災ヘリコプター1機及び装備品等に関する落札者等の公示（消防課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 足立北部土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 飯能都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 入間都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 志木都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）

- 蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 蕨都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 戸田都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 鴻巣都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 桶川都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 北本都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 行田都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 久喜都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 幸手都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 羽生都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 小川都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可(市街地整備課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「上半身を」を削る。

第二十六条第一項第三号中「六箇月」を「六月」に、「脱帽」を「無帽」に改め、「上半身を」を削る。

附 則

この規則は、令和五年二月二十八日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
防災ヘリコプター1機及び装備品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部消防課消防広域担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井物産エアロスペース株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
- 5 落札金額
2,830,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年10月28日

告 示

埼玉県告示第百十六号

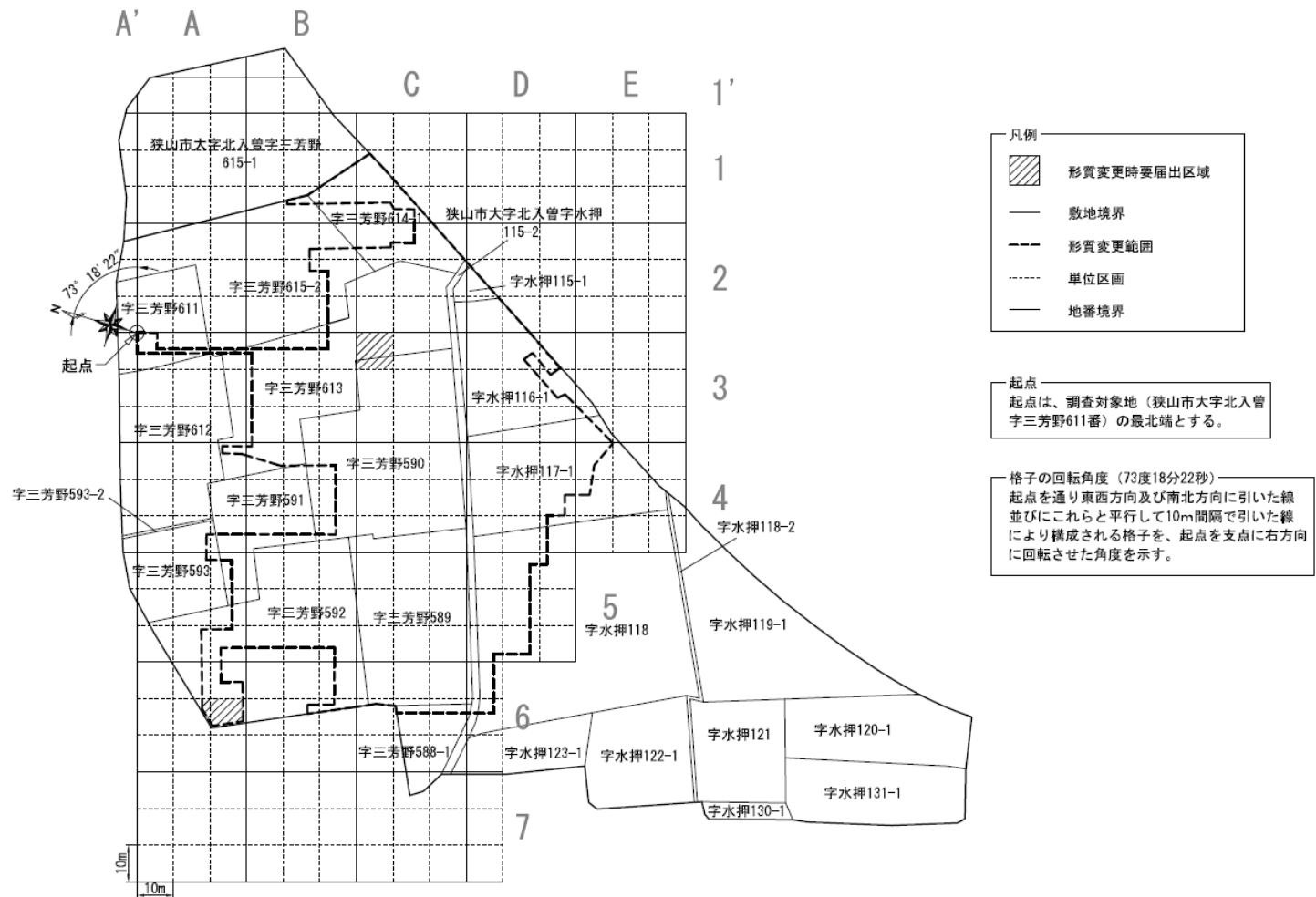
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県狭山市大字北入曾字三芳野五百九十番の一部、五百九十二番の一部及び六百十三番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、水銀及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



告 示

埼玉県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	新井久雄	埼玉県鴻巣市登戸四百二十五番地
同	小林國秀	同 同 三町免二十八番地

告 示

埼玉県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

所沢都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県所沢市林一丁目、大字下安松字刷下、大字下安松字中原及び大字下安松字東京道南の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

飯能都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告示

埼玉県告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

なし

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

埼玉県飯能市山手町、大字飯能の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市

計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

入間都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

入間都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

志木都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

志木都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新座都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづくり
未来部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市まちづくり
未来部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和光都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告示

埼玉県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称
川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
川越都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部市街地整備課、川島町まち整備課
- 四 縦覧期間
令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告示

埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部市街地整備課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

狭山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部
都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

富士見都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市都市整備部都市計画課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、富士見市都市整備部都市計画課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

毛呂山・越生都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

川口都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

蕨都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、蕨市都市整備部まちづくり推進室

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

蕨都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、蕨市都市整備部まちづくり推進室

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

戸田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

戸田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

鴻巣都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

北本都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、北本市都市整備部都市計画政策課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

北本都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、北本市都市整備部都市計画政策課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

行田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

越谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部都市計画課、吉川市都市整備部都市計画課、松伏町新市街地整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

なし

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

埼玉県越谷市花田二丁目、花田三丁目、花田四丁目、花田六丁目及び花田

七丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部

都市計画課、吉川市都市整備部都市計画課、松伏町新市街地整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 都市計画の種類及び名称
草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
草加都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課
- 四 縦覧期間
令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

なし

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

久喜都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

幸手都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市都市整備部都市計画課、宮代町まちづくり建設課、杉戸町都市施設整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市都市整備部都市計画課、宮代町まちづくり建設課、杉戸町都市施設整備課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

羽生都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部まちづくり政策課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部まちづくり政策課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

小川都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、小川町都市政策課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

小川都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、小川町都市政策課

四 縦覧期間

令和五年二月十日から令和五年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和五年二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年十月二十九日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県川口市本町四丁目の一部

四 事務所所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番三号

五 設立認可の年月日

令和三年十月二十九日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年二月十日

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年二月十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年二月十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和五年二月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和五年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人三愛会 三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成三丁目七番地 十七号

告 示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人三愛会 三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成二丁目三百四十二番地